

○東松山市延長保育事業実施要綱

平成12年2月1日

決裁

改正 平成20年3月7日決裁

平成27年3月31日決裁

平成28年2月19日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育事業（以下「事業」という。）を実施することにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例（平成26年東松山市条例第24号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定する保育必要量に区分される児童の11時間を超える時間帯又は同項第2号に規定する保育必要量に区分される児童の8時間を超える時間帯に延長して保育を実施するものとする。

2 前項の延長時間は、午前7時から午後8時までの間において、市長が保育園ごとに定めるものとする。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、現に当該保育園に就園している児童のうち、次条の規定による申請があった児童とする。

(事業の申込み)

第4条 保護者は、事業を利用したい時は、延長保育事業利用申込書（別記様式）により、利用したい月の前月20日までに、市長に申し出なければならない。

(費用負担)

第5条 市長は、前条の申込みがあった保護者から別表に定める金額を徴収するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月7日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行の日以後に延長保育を受ける児童に係る手続等については、この要綱の施行前においてもこの要綱による改正後の東松山市延長保育事業実施要綱の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の東松山市延長保育事業実施要綱の規定により市長に提出されている申請書は、改正後の東松山市延長保育事業実施要綱の規定による申請書とみなす。

附 則 (平成28年2月19日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

保育必要量の区分	延長時間	延長保育料
条例第4条第1項第1号に規定する保育必要量	午前7時30分から午後6時30分までを超える時間で30分当たり、月額	1,000円
条例第4条第1項第2号に規定する保育必要量	午前8時30分から午後4時30分までを超える時間で30分当たり、月額	1,000円

別記様式(第4条関係)

延長保育事業利用申込書

年 月 日

東松山市長 宛て

住所 _____

保護者名 _____

電話番号 _____

次のとおり延長保育事業を利用したいので申し込みます。

入園児童	氏名	生年月日	年齢	性別	就園保育園
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女	保育園
保育必要量	保育標準時間 ・ 保育短時間				
利用申込期間	年 月 日から 年 月 日まで				
希望保育時間	朝・午前	時 分から	午前	時 分まで	
	夕・午後	時 分から	午後	時 分まで	
	土・午後	時 分から	午後	時 分まで	
父親の勤務状況について					
勤務先.....					
所在地..... 室					
勤務時間.....					
通勤時間.....					
母親の勤務状況について					
勤務先.....					
所在地..... 室					
勤務時間.....					
通勤時間.....					
※ 延長保育料	延長保育料 円				

※欄は記入しないでください。

別記様式（第4条関係）